

インタフェース仕様書 共通編 新旧対照表

(内容現在 平成26年11月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 24年 4月	同	平成 26年 11月
2	1		同	1.1.1 概要 伝送とは、国保連合会との間で、交換情報の授受をISDN(デジタル回線) 高速回線、またはインターネットを利用し行うことである。 追加
3	4	伝送 使用回線サービス ISDN(デジタル回線)	同	伝送 回線・ネットワーク種別 保険者等：伝送(ISDNまたは高速回線) 事業所：ISDN(デジタル回線) / インターネット
4	7	伝送 項番10 <内容> 1(伝送)を設定	同	伝送 項番10 <内容> 保険者等：1(伝送)を設定 事業所：1(伝送(ISDN)) または7(伝送(インターネット)) を設定
5	24	(2)セキュリティ ・国保連合会と接続した機器及びLAN環境を同時に他のネットワークに接続しない。(ネットワーク同士の相互乗り入れを前提としたLAN間接続は行わない。) ・国保連合会との接続は、登録した電話番号から行い、各々のサービス事業所等に交付された事業所IDとパスワードによる認証を使用する。	同	(2)セキュリティ ・国保連合会と接続する機器は、同時に他のネットワークに接続しない。(ネットワーク同士の相互乗り入れを前提としたLAN間接続は行わない。) ・ISDN(デジタル回線)で国保連合会と接続する場合は、登録した電話番号から行い、各々のサービス事業所等に交付された事業所IDとパスワードによる認証を使用する。 ・高速回線で国保連合会と接続する場合は、ファイアウォール等で拠点間の認証および、各々の都道府県・保険者に交付された都道府県・保険者IDとパスワードによる認証を行う。 ・インターネット回線を使用して請求を行う場合は、請求情報が本人により送信された情報であることを証明するための署名・署名検証を行う。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
6	24	<p>・パスワードは、事業所IDの払い出し時に国保連合会側で設定されるが、最初の接続時にサービス事業所側の責任で任意な値に変更するものとする。パスワードの定期的変更はサービス事業所の責務とする。</p> <p>・パスワードを忘失した場合は、迅速に国保連合会に届け出、再発行等の処置を受ける。</p>	25	<p>No.5追加に伴うページ変更</p> <p>・パスワードは、事業所IDの払い出し時に国保連合会側で設定されるが、最初の接続時にサービス事業所側の責任で任意な値に変更するものとする。パスワードの定期的変更はサービス事業所の責務とする。</p> <p>・パスワードを忘失した場合は、迅速に国保連合会に届け出、再発行等の処置を受ける。</p>
7	31	<p>1.4 コード一覧 項番5</p> <p><内容> 1:伝送 2:MO 3:MT 4:FD (5:紙) CD-Rの場合は、「4:FD」を設定</p>	同	<p>1.4 コード一覧 項番5 保険者等と事業所に分割</p> <p><コード名称> 保険者等 <内容> 1:伝送 2:MO 3:MT 4:FD (5:紙) CD-Rの場合は、「4:FD」を設定</p> <p><コード名称> 事業所 <内容> 1:伝送 (ISDN) 2:MO 3:MT 4:FD (5:紙) 7:伝送(インターネット) CD-Rの場合は、「4:FD」を設定</p>
8			<p>31-1 31-2</p>	No.7に伴うページ追加
9	49	<p>1.6 データ種別一覧 項番85</p> <p><識別> 7512</p>	49	<p>1.6 データ種別一覧 項番85</p> <p><識別> 7513</p>